

別記様式

		担当課	健康づくり課
会議の名称	令和6年度第1回鴻巣市地域保健推進協議会		
開催日	令和6年10月28日(月)		
開催時間	午後1時30分開会・午後2時2分閉会		
開催場所	鴻巣保健センター 1階接種待合室		
議長(委員長・会長)氏名	議長(会長) 清水 浩		
出席者(委員)氏名(出席者数)	清水 浩、松村 浩基、島崎 淳、下村 正司 大島 幸雄、古澤 近、秋池 恵美子(7名)		
欠席者(委員)氏名(欠席者数)	山川 英夫(1名)		
事務局職員職氏名	健康福祉部長 木村 勝美 健康福祉部副部長 服部 和代 健康づくり課副参事 中根 洋子 健康づくり課副課長 吉野 純子、福田 真弓 健康づくり課主査 萩原 敬子 健康づくり課主任 内田 有里恵、丹野 こずえ、小川 貴司 健康づくり課主事 関根 理菜 こども未来部子育て支援課主幹 門倉 もも子 (11名)		
傍聴の可否(傍聴者数)	可(なし)		
会議の内容	1 開会 2 自己紹介 3 会長選任 4 会長あいさつ 5 議事 (1) 第1次鴻巣市健康づくり推進計画総括及び 令和5年度鴻巣市保健事業実績について(報告) ア 鴻巣市保健事業実績 イ 鴻巣市保健事業実績 予防接種 ウ 鴻巣市保健事業実績 食育事業計画 エ 鴻巣市保健事業実績 自殺対策事業 オ 鴻巣市保健事業実績 母子保健 (2) 吹上保健センターについて 6 その他 7 閉会		

●議事

(1) 第1次鴻巣市健康づくり推進計画総括及び

令和5年度鴻巣市保健事業実績について(報告)

事務局より【資料1・2】に基づき、令和5年度の評価結果の説明、令和6年度の計画進捗管理について報告。

〈質疑なし〉

(2) 吹上保健センターについて

事務局より【資料3】に基づき、現状の事業実施体制、窓口対応件数実績、閉所予定時期について説明。

(古澤委員)

吹上保健センターの所在地はどこか。

(事務局回答)

FOOD OFF ストッカー吹上店の向かい側に所在している。

(大島委員)

【資料3】1体制見直し後の窓口対応件数とあるが、体制見直し前の件数を知りたい。

(事務局回答)

昨年度からと今年の4月、5月までのおおまかな数字を集計しているが、手元に資料がない。事業に関連して予約がある場合、事業がある場合の来所は多いが、そうでない場合は現在と同様にごく少ない状況であった。現状も一日あたり2、3件程度。

(島崎委員)

検診等の受診者より、場所が変わったことによる声はないか。

(事務局回答)

ユニクス・フジモールなどの普段から行く場所で検診を行うようになったため、近くなって良いなどの好意的な声が多い。

(島崎委員)

新型コロナの際に接種場所になっていたように、緊急時にすぐ利用できる施設がなくなるのは忍びないと感じる。対策等も検討したほうが良いのではないか。

(健康福祉部長回答)

吹上保健センターが閉所した後も、吹上地域のほかの公共施設の利用も視野に入れて検討を行う。

(議長 (会長))

検診を行う際、吹上地区住民を中心に吹上地区で行っているのか。鴻巣地区の利用者はいないのか。鴻巣地区から距離があるが、鴻巣地区住民からの不満はないか。

(事務局回答)

市内の会場の選択は居住地に関わらず自由に選択できる。不満の声はなし。

(健康福祉部長)

窓口業務の対応件数が日々2～3件程度。他の公共施設で十分対応可能と考えている。職員の業務の効率性も考えて、閉所を検討しているということを情報提供している状況。

(健康福祉部長)

各所属団体様に個別で説明に伺った方が良いでしょうか。それとも、委員の皆様にお預けして必要であれば所属団体にご報告いただくということでもよろしいでしょうか。

(委員)

意見なし

(健康福祉部長)

質問や説明の必要がございましたら、お声がけください。

●その他

以下について事務局よりお知らせ。

吹上保健センターの閉所について、各委員の所属団体への説明が必要な場合は健康づくり課へ連絡いただく。

次回会議日程について

令和7年2月3日(月)開催予定 案内は後日送付。

閉会

(会議時間 0時間32分)

配  
布  
資  
料

・資料

【資料1】令和5年度鴻巣市保健事業実績

【資料1-2】令和5年度 鴻巣市保健事業実績（別添資料）予防接種

【資料1-3】令和5年度 鴻巣市保健事業実績（別添資料）食育事業計画

【資料1-4】令和5年度 鴻巣市保健事業実績（別添資料）自殺対策事業実績

【資料1-5】令和5年度 鴻巣市保健事業実績（別添資料）母子保健

【資料2】第2次鴻巣市健康づくり推進計画抜粋

【資料3】鴻巣市吹上保健センターについて

《当日配布》

・次第

・委員名簿

・席次表

・鴻巣市地域保健推進協議会条例